

国立市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金基金条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 4 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 新型コロナウイルス感染症対策に伴い生じる財政需要の増加をはじめとする様々な影響に対応するため、国立市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金基金を設置するものである。

国立市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金基金条例案

(設置)

第 1 条 新型コロナウイルス感染症対策に伴い生じる財政需要の増加をはじめとする様々な影響に対応する経費に充当するため、東京都市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金を財源として、国立市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換え

ることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処 分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委 任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和 4 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。